

学校適正配置のあり方について

1 学校適正配置の基本的な考え方

「印西市教育振興基本計画」に示されている学校教育を推進し、学校の規模に係る様々な問題や課題を克服するとともに、これからの新しい教育の流れに積極的に対応していくためには、学校規模の適正化を図ることは極めて重要なことですが、個々の小中学校に対して、学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていただくだけでは、印西市全体として適正な学校配置を実現することは難しいと考えます。

学校の適正配置については、小中学校という学校段階による教育上の特性、児童・生徒の心身の発達段階の違い、通学距離・通学手段・安全の確保の問題、学校と地域社会の関わり、保護者や地域の理解など、多くの留意すべき事項が存在しており、児童・生徒への影響等をできるだけ少なくするよう配慮しながら検討を行う必要があります。

また、単に現在の学校規模だけではなく、学校を取り巻く様々な状況や課題の把握、児童生徒数の将来予測等を踏まえ、将来に向けて学校の良好な教育環境を維持していくという中長期的な視点に立って、学校の適正規模を安定的に確保できるようにすることが必要です。

さらに、印西市全体の小中学校の配置について見直し、検討を行い、中長期的な展望のもと、市域全体として、バランスよい再配置構想を策定することが重要であり、また、特色ある学校・教育づくりの推進、義務教育学校、小規模特認校制度、通学区域制度の弾力的な運用なども視野に入れ、学校教育に関する様々な取組・改革についても並行して検討し、取り組んでいくことも重要です。

以上のように、印西市における学校の適正配置については、印西市の子どもたちを育てる教育条件、環境の改善・充実を図り、特色ある学校づくりを推進するという視点から、総合的な検討を行っていく必要があると考えます。

2 学校適正配置の必要性

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するためには、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子ども達の未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。

そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正配置を進めていくことが必要と考えます。

3 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点に留意し進めることとします。

視点1 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

視点2 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

視点3 通学距離と通学時間への配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内を原則とします。

また、通学時間については、交通機関の利用を含め、概ね1時間以内を原則とします。

(参考) 国の基準

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

視点4 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。

4 学校適正配置の優先度

学校数について、現在、小学校18校、中学校9校、合計27校ですが、学校適正配置の取り組みにより、今後、小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校、合計16校にすることが望ましいと考えます。

学校の統合については、原則として、令和10年度の児童生徒数の少ない学校から順に段階的な推進を図ることとし、時期については、児童生徒数の推移等を総合的に判断した上で、すべての学校の統合について、遅くとも10年後には保護者・地域の合意形成に着手していきたいと考えています。

なお、小規模特認校制度を実施する船穂小学校及び本埜中学校については、小規模特認校制度の効果の検証が必要であると考えていますが、養護教諭及び事務職員が配置されない2学級以下（特別支援学級を含む。）となる場合には、速やかに実施方策に着手していきたいと考えています。

また、大規模校の対応については、必要な対応を速やかに実施することとします。

《学校適正配置の優先度の目安》

【小学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度
六合小＋平賀小＋いには野小＋印旛中 (義務教育学校)	高  低
船穂小＋高花小＋原山小	
小林小＋小林北小	
本埜小＋滝野小	
木下小＋大森小	

※船穂小学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施するため、優先度に関わらず、小規模特認校制度の効果の検証を行い、優先度を調整していく必要がある。

(参考) 令和10年度における適正規模に満たない小学校の児童数が少ない順

- ①平賀小→②六合小→③船穂小→④小林北小→⑤本埜小→⑥原山小→
⑦大森小→⑧木下小→⑨小林小→⑩高花小

【中学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度
滝野中＋本埜中	高  低
船穂中＋原山中	
印西中＋小林中	

※本埜中学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施するため、優先度に関わらず、小規模特認校制度の効果の検証を行い、優先度を調整していく必要がある。

※印旛中学校については、義務教育学校として検討を行うため、小学校の優先度により対応することとする。

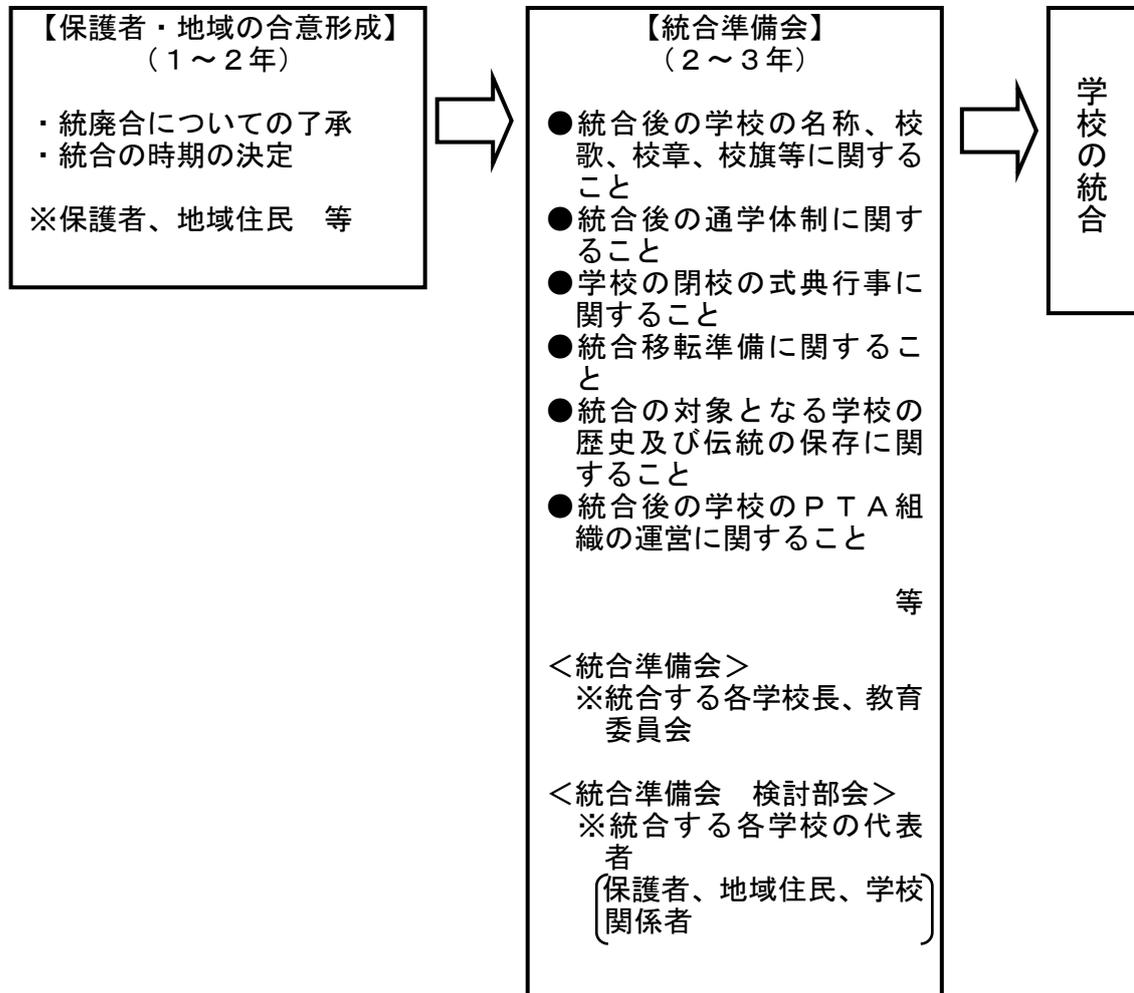
(参考) 令和10年度における適正規模に満たない中学校の生徒数が少ない順

- ① 本埜中→②船穂中→③印西中→④小林中→⑤印旛中

5 学校の統合までの流れ

学校の統合までには、多くの手続きが必要となります。

下の図は、その流れ（イメージ）を表したもので、統合までに約5年程度の期間を要すると考えています。



6 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- ・事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・学校問題対策指導員などの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮
- ・意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策の検討を行います。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・通学路の安全対策
- ・学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設

印西市公共施設等総合管理計画において、「施設の廃止により生じる跡地は原則として売却するなどし、公共施設等への充当可能財源の確保に努めます。ただし、施設の老朽化状況や地域のニーズ等を踏まえて必要性が認められる場合は、施設の活用等の検討も行います。」と定められていることから、統合により廃止となった学校施設等の必要性について、検討を行います。

【具体例】

- ・庁内における跡地等活用、又は処分方法の検討
- ・地域住民を対象とした説明会等の実施